

○内閣府、財務省、農林水産省、令第 号

厚生労働省、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号）及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年
内閣府、財務省、農林水産省、令第一号）の厚生省、労働省、
経産省、農林水産省、令第一号）の一部を次のように改正する。

業働省、農林水産省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(決定書の記載事項等)</p> <p>第二十二條 法第十四條第一項に規定する書面(法第三十四條に規定する電磁的記録を含む。以下「決定書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(決定書の送付の記録)</p> <p>第二十三條 金融機関は、決定書を発送したときは、その送付を受けるべき者の氏名又は名称、宛先、送付方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成するものとする。法第十四條第三項に規定する電磁的方法によって決定書に記載すべき内容を提供したときも、同様とする。</p> <p>(書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等)</p> <p>第二十四條の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令(平成二十年政令第九十二号)第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、金融機関が使用するもの</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(決定書の記載事項等)</p> <p>第二十二條 法第十四條第一項に規定する書面(以下「決定書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(決定書の送付の記録)</p> <p>第二十三條 金融機関は、決定書を発送したときは、その送付を受けるべき者の氏名又は名称、あて先、送付方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法等)

第二十四条の三 法第十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一号イ又はロに掲げる方法とする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 法第十四条第四項に規定する主務省令で定めるときは、次に掲げるいづれかの事由により申請人が現に利用する電子メールアドレス（同項に規定する電子メールアドレスをいう。）宛てに電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下この項において同じ。）が

「条を加える。」

到達しなかったときであつて、申請書に記載された申請人又はその代理人に電話をかけても当該申請人又はその代理人の応答がないときとする。

一 当該申請人が特定の電子メールの受信を拒否する機能を使用していること。

二 当該申請人が受信するファイルの容量が、当該申請人の使用に係る電子計算機で受信可能な最大の容量を超えていること。

三 その他当該金融機関以外の者の使用に係る電子計算機又は電気通信設備の機能に障害が発生したこと。

(電磁的記録)

第三十六条 法第三十四条に規定する電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものは、第二十四条の二第一号ロに規定するものとする。

〔項を削る。〕

(電磁的記録及び電磁的方法)

第三十六条 法第三十四条に規定する電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

2|| 法第三十四条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

<p>「項を削る。」</p> <p>(申請書の提出等)</p> <p>第三十七条 法及びこの規則の規定による申請書、届出書又は閲覧請求書及びこれらに添付すべき資料の提出は、あらかじめ、金融機関の承諾を得て、第二十四条の二第一号イ又はロに掲げる方法をもって行うことができる。</p> <p>2 この規則の規定による通知（書類の提出を含む。）は、第二十四条の二第一号イ又はロに掲げる方法をもって行うことができる。</p> <p>3・4 「略」</p>	<p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(通知及び公告)</p> <p>第三十七条 この規則の規定による通知（書類の提出を含む。）は、法第三十四条に規定する電磁的記録の提出又は同条に規定する電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2・3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(第二面)

4. 被害回復分配金の支払を受けるために必要な情報	
分配金の受取りを希望する 預(貯)金口座	フリガナ 氏名 (法人の名称)
	金融機関名 銀行 信用金庫 信用組合 その他() 本店・支店 出張所
	預金種別 1. 普通預金 2. 当座預金 口座番号
	ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行での受取りを希望する場合は、次の欄に通帳記号・通帳番号を記入)※金融機関名等の記載は不要 通帳記号 通帳番号
決定書の送付方法	<input type="checkbox"/> 支払に関する決定書については、書面の送付ではなく次の電子メールアドレス宛での送付 その他の方法(注)で提供されることを承諾します。 @ ※承諾する場合には、口印の中にしを付けた上で受信用の電子メールアドレスを御記入ください。
その他必要な事項 ※特記なければ記載不要	

(注)犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号)第24条の2第1号イ又はロに掲げる方法のうち、金融機関が使用するものに限ります。

○ 申請人が被害者の相続人又は預(貯)金の譲受人(一般承継人)である場合には、次の欄にも御記入ください。

一般承継の理由 及びその年月日	年 月 日 により承継した。
被害者	住所 〒() 都道府県 市区町村
	フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日(歳)
	申請人との関係

○ 本法以外の手段により、既に被害金の一部の支払を受けている(控除対象額がある)場合には、次の欄にも御記入ください。

控除対象合計額	円			
控除対象額の内訳	填補又は賠償を受けた年月日	填補又は賠償をした者の氏名又は名称(犯人との関係)	填補又は賠償を受けた者の氏名又は名称(被害者等との関係)	填補又は賠償額
	年 月 日	()	()	円
	年 月 日	()	()	円

○ 支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について、他の申請人等と合意がある場合には、次の欄にも御記入ください。

他の申請人等に関する情報等に	住所	〒() 都道府県 市区町村
	電話・FAX番号	自宅 () 携帯 () FAX ()
	フリガナ 氏名 (法人の名称)	
	合意の内容	

(金融機関記載欄)

受付日 年 月 日

別紙様式第一号第二面を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和三年九月一日から施行する。

(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部改正)

2 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年
閣内
府、財務省、
労働省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。
産業省、
経厚内
済生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十九条 法第四十六条の規定により犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号)の規定を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条第三項	[略]	読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
金融機関				
金融機関又は預金保険機構				

改正前

(休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十九条 「同上」

第三十七条第二項	[同上]	読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
金融機関				
金融機関又は預金保険機構				

備考 表中の「」の記載は注記である。